

は人家の存せざる他の道路を通過して逃走したる事判明し、此足取捜査は犯人通過せざりし事を明瞭にしたるが、之を以て捜査の目的は十分に達したるものに外ならず、之を以て勞して功なしと做すものあらば共に捜査を語るに足らざるなり。

心得 其四

相矛盾する捜査方針を併用するを要す

凡そ捜査に臨んでは豫め一定の想定(所謂見込)を設け、之に向つて専心努力し、最終の成果を收めん事を期するは將に當然の事に屬し、抑々又衆口一致する所のものなるべし。然るに茲に氷炭相容れざる矛盾の捜査方針を併用せよと主張するは何ぞ、言些奇矯に失するやの感ありと雖も實は大に然らざるなり。何となれば一定の想定を立てたりと言ふも、之實は推理の結果に基く一つの判断に外ならずして決して確定不變の事實なりと爲すを得ず。従て其見て以て誤る事なかるべき想定なりとするも、之を結果に徴して必ずしも百發百中するを得ざるべし。殊に況んや見る人毎に見解を異にする事あるべきは論を俟たざる處にして、時に或は其の何れを是とし何れを非とすべきや疑なきを得ざる事例亦少しとせず、斯かる場合に際して必ずしも只一の想定にのみ偏倚する事無く、甲の方針に向ふ際にも乙の方針丙の方針を併用すべし。有罪の證憑を索むる傍無罪となるの反證を擧ぐるの勞を惜む勿れと云ふに外ならず。然れば假に乙丙の方針に向つて進みたる結果は、孰も成果を擧ぐる能はず全然徒勞に歸したりとするも、之れ決して無意味の努力にあらずして實は正當なる甲の見解を

是認するの楷梯たるを失はざるなり。例之此處に一個の縊死體横たはれりとせんに、甲は之れを目して他殺なりとし乙は即ち自殺なりとし丙は自殺せんとするを他に幫助する者ありたるべしとの見解を持したりとせん、斯る際に於ては其一をのみ固執する事無く須らく同時に三方面に向つて捜査の歩を進むべしと云ふなり。然而其の捜査の結果は乙丙共に其事無きに歸し、結局甲の見解的中したりとするも、之が爲に乙丙の捜査は徒勞に屬したりと爲すを得ず。否寧ろ乙丙の捜査を得たるが故に、甲の捜査の確實性を高め完璧たるを得たりと言ふべきなり。何となれば本件は自殺にあらず又自殺幫助にもあらず、故に殺人たらざるを得ずして、即ち殺人たりとの結論に一舉にして到達したればなり。斯る上は後日被告人犯罪事實を自供したる場合に於て、其供述と相俟つて動かすべからざる心證の好資料たるべく、又萬一否認を敢てする事ありとするも被疑者の有罪を斷ずるに躊躇する事無かるべければなり。更に別例を以てせば、或寄宿舎に於て寄宿生の所持品紛失の事實ありとせん。之に對し甲は犯人舎内にありと著眼し、乙は舎外にありと推測したりとせば、之が捜査は直ちに兩方面に向つて開始すべく其結果、乙は遂に其痕跡をも發見する能はず、甲に依つて其の犯人を探知し得たりとするも、乙の捜査は無用にあらずして甲の捜査の誤無かりし事を最も有力に裏書するものと云ふを得べきなり。但し有之が爲に事件に對しては宜しく白紙主義たるべし、無定見たるべしと謂ふにはあらず、各人其見る處に従つて自ら心に期するの定見あるべし。只其定見のみ没頭し併せて眼を他の異なる場面に轉ずるの雅量と餘裕とを存せざるは不可なりとの意に外ならず。世に所謂迷宮事件と稱するの類も事件當初に於て此の邊の用意あ

らば、時に或は必ずしも迷宮たらざるもの有べきか。若し夫れ初めに當つて唯只管に只一方針に向つてのみ暮進し、其極遂に事犯に觸るゝ事能はずして、更に別個の想定に向つて新捜査を開始するが如きは、其の間相當の日子を経過し、機會は永久に去りて當初なりせば容易に得べかりし徵憑も遂に再び得る事を得ざるの悔有之べし。深く思はざるべからず。

特に留意を請はんとするは無罪を主張する場合の反證處理の一事なり。被疑者を取調べて當初より自白し居る場合有之べきも、否認する事亦尠からざるべし。然るに一旦自白するに至れば曩の否認は弊履の如く捨て顧みざる事例に接したる事屢々あり。否認にして一應理由ありと見らるゝ場合反證の提出ありたるときは、必ずや其點に關する取調を行ひたる筈なり。然も自白あるに及べば送致記録には只自白の調書存するのみにて、始め否認を試みたる事實は毫も窺ひ得られず、而して後日再び否認を見るに至りて、始めに爲されたりし取調を再び新に行はざるべからず。殊に時期隔りて證人を失ひ、關係の證據物件等散逸するに至ては、到底此の反證を打破するを得ざる憂無しとせず。茲に於てか始めの否認の際に於ける取調の結果は之を調書に明かにするを相當とす。若し之を調書に明らかにするを蛇足なりと感ずるならば、少くとも捜査報告書に依りてなりとも明瞭になし置くの要ありと信ず。

心得 其五

基本調査を怠るべからず

戦は常に其起るべくして起るものにあらず、故に平時に在りて豫め備ふる所無かるべからずとは兵家の戒なり。犯罪も亦良く之に類す。茲に於てか何時如何なる場所に犯罪あるも直ちに之に應ずるの捜査上の準備無かるべからず。此の準備の爲の調査を基本調査と謂ふ。然らば奈邊に向つて基本調査を行ふべきか。某村の戸數を知り居るも可なり人口を知り居るも可なり、日用雜貨店の仕入先又は取引先の何方面なるかを知り居るも可なり。一定の場所より道路は何れの方面に走るか、而して甲地より乙地に達するに徒歩、自轉車、人力車、電車、自動車、汽車に依り各何時を要すべきやを知り居るも可なり。終夜眠らざる家、夜更しの家、朝起の家を知り居るも可なり。營業の盛否金融の状況を知り居るも可なり。商品の包装、商標、符牒を知り居るも可なり。人夫部屋紹介業の状況を知り居るも可なり、山野、河川、港灣の形勢を知り居るも可なり。海に接する河川の干満に依る影響を知り居るも可なり。犯罪に供用せる兇器を見て特徴所有者又は製作販賣地を知るの準備を爲すも可なり。遺留の手拭、足袋、下駄、帽子、手袋、傘の類を見て其特征より所持者或は製作販賣地を知るの準備を爲すも可なり。犯行の手口を見て犯人を物色せんが爲め從來の犯人に就き其常用手段を検索し置くも可なり。衣類、裝身具、髪飾、書畫の品質、名稱、相場を取調べ置ても可なり。新聞記事の研究を爲し置くも可なり。探偵雜誌の研究も可なり。觀じ來れば猶多々あるべし。人各其好める道に研究を進め各自互に其資料を提供し合ひて有無相通じ知識を廣く外に求むべきなり。斯かれば「賊を捉へて繩を縛ふ」の憂之無かるべし。由來警察官の職務たる常に最も是等の研究に便宜多し。職の内外を問はず機會ある毎に此種の調査に努む

べきなり。

三七二

實例に徴するに犯罪現場に遺留せる駒下駄の特徴に依り製造元を發見し購買者に辿ることを得又は麻裏草履の汚染がラードなる事明瞭し其者の職業を推知し得共に犯人を物色し得たることあり。此種の事例は隨所に數多く存する處なり。兇器等の詮索より犯人を明かにし得る事も日常の捜査に屢々見受くる處なるを以て凡そ如何なる物品は何れの方面を取調べれば判明すべしとか何商店に問合はすれば可なるべしとか豫め其向々を明かにし置くを肝要なりとす。更に一步を進め各種見本商標符牒の類を蒐集し置き現品を對照すれば居ながらにして其元を糺し得るの設備あらば上の上と爲す。各所活動寫眞館の映寫番組を取揃へ置きたる爲供述實際に符合せざることより嫌疑者の當時活動寫眞觀覽中なりしとの不在證明を苦も無く覆し得たることあり。容疑者所携衣類の肩當手拭地にして縫込の内に染色模様あり之より推して配り手拭なる事判明し、其配布先を物色して盜難被害者を知り得たることあり。同様にして帶芯より盜難被害者を探當てたる事もあり。又風呂敷のミシン刺繡の特徴を追ひて遂にミシン屋を探知し注文主を知り、其配布先に及び盜難被害者を明かにし得たる事例もあり某重罪事件の犯罪現場遺留の洋服襪衣等の製造元或は洗濯屋を尋ね當て、之に依りて之等が盜贓品なりし事を知り得其盜事犯を仔細に點檢したる結果右以外の贓品の行方を詮議し入質しある事を確め犯人を明らかに爲し得たる事もあり。駄菓子屋の竹筒入の賣溜金を盜みたる犯人を物色するに飲食店木賃宿、乗物の出札所等に於て小錢のみを以て支拂ひを爲す者に着眼して成功したる實例あり。賽錢泥棒が同様に於て發覺したる事も

あり。現場の脱糞の鑑定よりして飲食店を見出し犯人の人相判明したる例もあり。又脱糞中に蠅の生み着けたる卵の孵化状態より産卵期を判別し延いて脱糞時期を確め得て犯行の日時を推定し得たる事もあり。水中の屍體の創傷が解剖に依り死後に生じたるものなる事證明せられ船の推進機に依りたるものあり又海老或は蟹に依り害はれたる事例もありたり。紙幣印刷用紙の送届先を追及して贗造紙幣の本據に達し得たる事もあり。子供貰受度しの新聞廣告に着眼して嬰兒殺しの一味を検擧したるが如きは將に標本的の事例と謂ふべきなり。電車、自動車内にて着發の都度他乗客に倒れ掛る者を注視して拘摸犯人を擧ぐる經驗談を耳にしたる事あり破格の廉賣を爲す商人を偵査して不正を暴露したる實例もあり、耳輪を嵌め居たる痕より死體を支那婦人と斷じたる鑑定適中したる例もあり。死體の厠に依り其者の職業を判定し得たる事もあり。等々此種の類例を數へ來れば限もなし。

心得 其六

事件と其の安定

事件の stability に注意を要す。曩に捜査の目的の一は犯罪事實を明瞭にするに在る旨を述べたり。明瞭にすとは單に一時的明瞭ならしむるの謂に非らず、則ち當該捜査官のみが其犯罪事實を確認し得るを以て足れりとするに非らず、更に進んで事件の終結に至る迄否寧ろ將來何れの時に於ても明白なるを期せざるべからず。則ち事件が自己の手を離れて檢事局に移り、豫審を経て公判に付せられ之が判決の確定を見るに至る迄該事件

處理の任に在る檢事、判事の手裡に在りても終始明白ならしめざるべからず、實に夫れのみならず一般國民の前に其明白なるを證せざるべからず、獨り現在に於てのみならず將來何時か此事件記録を繙く者に依然其明白なる事を納得せしめ得ずんばあるべからず。然らば犯罪事實を明白ならしむるの途如何、茲に述べんとする事件の安定を得る事之なり。物の安定とは物が一定の状態を持續し居る有様を指す。

彌次郎兵衛の尖棒を以て指頭に立てる、岩石が其一部を以て巖頭に懸れる、乃至は鐵板が全面を以て地上に横はる等孰れも其部局々々に於ては安定を得つゝありと云ひ得れど、之に他力の作用する場合に於ては其堅實さに自ら差等あるを免れず。動物にしても爬虫類の全身を地上に托するものより百足、昆虫類の六本足、四本足の獸、二本足の人間、一足上に眠る鳥類と夫々安定の度を異にす。人に在りても、横臥、安座、起立、歩行と夫々安定の度を異にす。人は歩む際にもみ全身の事を一足に托すれど、鳥類は歩行も休息も一足に身を托せり。

以上は形式的に見たる安定事情なるが、精神上よりすれば、人は今日無事生き居る事に依り明日明後日も亦生き得る事を當然なりと信じて精神的安定を得、衣食を充たし得る程度の収入あるを保證せらるゝに依つて生活上の安定を得。

國家對國家の關係に於ては世界の列強互に相牽制し合ひて即ち國際間の均衡得らると看るを得べし。茲に不安定なるものは之を安定に導く爲に、自力的に或は他力的に適當の方法講ぜらる。

植物は一つの幹を以て地上に立ち、枝を張り葉を蔽ひて然かも風雪に堪へんが爲には地中深く根ざす根を土中に廣く張るの方便を有す。猶人在つて之を助くるに針線を張り支柱を施す。

一本の根ならば大根の如く太くして長きが望ましく、細くとも芝草の如く廣く及べるも可なり。若し之に支柱を與へんとせんか暫く植木職の爲す處を見ん。風致雅味等鑑賞本位の必要よりする場合は格別樹木の堅持を目的とするならば支柱は一本よりは二本二本よりは三本と數多き程安定度強まるべきは言を俟たず。三個の足を有する事は昔より安定の形とせらる。鼎足是なり。足更に多ければ安定の度愈々高まるべし。司法警察方面に於て事案を受理すれば事件に立てると用ひ慣らさるゝ點より見れば、刑事事件も立つて居るものと推せらる。閑話休題、事件の安定を得んが爲には宜しく如上植物の竝に倣はざるべからず。曩に他力的に支持を與ふと云ひたるは、本來立つべきに非らざる則ち倒るゝが當然なる事件を、強ひて捜査官の人爲的努力に依り立てしめよと云ふの意には非らず、無罪たるべき事件は如何に人力の限を盡せばとて有罪たらしめ得ざればなり。只有罪たるべき案件を確實に支持せんが爲には之を施すべしとの謂に外ならず。

事件の安定を期するの途は曩の例より之を歸納する事を得べし。若し自白に係る事案なりとせば其根の太きか廣きを要すべし。被告人の健康、經歷、家庭の状況、資産、生計の状態、犯罪の動機、原因等を明らかにする事其の一端なり。此の素因ありたるが爲に其上に犯罪は築かれたるなり。

更に之に證人、證據品、現場状況等の支柱を施すあらば安全第一なり。單に犯罪事實の自白のみを得たるを

以て満足する事あらば、恰も地表に現はれたる樹幹のみを見て安定せりと云ふに等し。地中の根ざし完からざれば樹は自ら倒れんと欲すれば風を待たずとも容易に倒れ得べし。況んや四季の間には颱風の時期ある事も之を忘るべからず。安全なるが上にも安全を期すべきなり。否認の事案に在りては全く支持のみに依りて立たしめ得るに過ぎず、支柱として證人、證據品、現場の状況等は太きを選べし。質堅牢なるを求むべし。其數は多きを要す。而して之を樹幹に直接緊縛せよ。若し短くして樹幹に達せざれば不得止を以て之を他の長き支柱に固く取付けよ、樹は則ち安定せん。而して支柱たる證據資料は、坊間に常に必ずしも散見するを保し難し。斯かれば相當の苦心努力を以て何處よりか之を發見し來らざるべからず。此發見の爲に余は曩に述べたるが如く、平素の基本調査を力説し、後來述ぶべき足取捜査に依る人と物との發見の要を熱叫する所以なり。

以上を要するに事件自白に依るものなりとも、之を以て足れりとせず更に傍證の蒐集に努むべく、否認の際に於てはあらゆる證據微憑を具備するを念とし以て事件の安定を期せざるべからずと云ふに外ならず。例へば彼の輕業師の一本足に一枚齒の足駄を穿ち、杖にも柱にも倚らざるが如き、或は溺るゝ者の一本の藁に取縋り足地に着かず宙に釣下がり居ると云ふが如き、最も不安定なる状態の下に事件を送致するあらば其は捜査官の耻辱なりと心得べし。

心得 其 七

事件と發展

犯罪事件は假に長さ、幅と深さとの三方面を考ふるを得べきか、同一犯人の行ふ處の多數或は繼續せる全犯罪事實即ち併合罪として現はれ來るもの或は連續犯として現はれ來るものゝ如きは、之を長さとして觀念するを得べし。又本人と同等の地位に立つ他人の行ふ處の犯罪事實にして、本人の犯罪事實と牽連せるものは之を幅として觀念するを得べし。更に又本人を中心とすれば其上位に在つて指揮命令の地位に在るもの、背景後援策源の關係に立つもの及本人の下位に在つて本人の指示意圖を受くるの立場に在るもの等の行ひたる犯罪事實にして、本人の犯罪事實と牽連せるものは之を深さとして觀念するを得べし。換言すれば本人自身の犯せる全犯罪事實を目して長さとし、本人の左右に連りて共に犯せる犯人の犯罪事實は之を目して幅とし、又本人の上下に亘り縦に一線を劃せる系統に在りて、指揮と從屬、命令と服從、本と末、頭と尾の關係に立てる各人の爲したる犯罪事實を目して深さと稱せんとするなり。

凡そ事件の捜査に當りては、着手の當初は勿論進行中或は終末の際に於て時々右の長さ、幅、深さに付考察し、本來發展擴大すべき事案に付ては之が擴張を怠らざるを要す。然るに往々一事實の發見のみに熱中没頭し、證據蒐集の煩雜渦中に座しては時に事案の外に立ちて大局を觀望するの一事を遺忘脱漏するの虞無しとせず、心せざるべからず。

彼の治安維持法違反、騷擾、瀆職、賭博等の諸罪並に選舉法違反等の事件に在りては、如上長さ、幅、深さに留意し捜査を進むるに非らざれば檢舉は一部一局に偏し公平と權衡を缺くの結果に陥ることあるべし。古來

「細鱗を捕へて吞舟の魚を逸す」との警は此間の消息を傳ふるものに外ならず。現時世上に用ひらるゝ芋蔓式捜査法なるものは斯かる場合に於ての捜査指針たるべし。

捜査の端緒となるべき最初には極めて輕微の事案たるに過ぎざる事あり。然かも之よりして仔細に蔓を辿り進めば更に大なる芋を掘當つるに至るべく、更に蔓を追ひて莖に達し之より全部の蔓の分派を明らかにし其蔓を辿れば芋の總てを瓊上に致すを得べきなり。

心得 其 八

自白の確保

何時何處にて何を盗みたりとの犯人の陳述は、之れ自白なる事明らかなり。而して其の罪を斷ぜんが爲めに裁判所が要求する處の事實としては將に之を以て足り、臆て是判決文に掲記せらるゝ犯罪事實の態様を爲すものなり。然れども右は單に犯人が其陳述を覆へず事無かりし場合に於てのみ辛うじて認定し得らるべきものに屬し、一朝犯人の否認に際會し殊に辯解反證の提出せらるゝに及んでは其効果極めて薄く、或は遂に自白としての價値を失ふの虞なしとせず。依て自白に接したる場合に、其自白を確保するに努めざるべからずと云ふが本項の眼目なり。然らば之を確保するの途如何と云ふに、自白にして眞の自白なる以上、曩に擧げたる犯罪事實の内容に於て、將た犯罪以前の事情に於て、並犯罪後の狀況に於て、必ずや此犯罪事實の誤なきを明瞭にすべき幾多の事項を指摘し得べきものあるべし。例之すれば犯人犯行前遊興、賭博に耽り、或は借金の返済を餘

儀なくせられて、所持金乏しく他より金員を得るに非らざれば焦眉の急を凌ぎ得ざるの窮境に在りたる事情存する事もあるべく、又此際入金無くば一家路頭に迷ふの悲惨に瀕せる事情存する事もあるべし。従つて盜を爲すの外無き趣きを他人に洩らせる事も有之べし。又犯行の際犯所への往復の途次某々に出會せる事實に依りて犯人が當時犯所に居合せたるを認定し得る事もあるべく、更に又犯所の模様犯行時の有様を詳にする事に依りて犯行の正確なる一證左と爲し得る場合もあるべし。或は犯行後何處に潛み居り贓品は如何に處置したるか等の狀況を以て、犯罪事實を裏書し得る場合も在るべし。即ち一言にして云へば犯行時及犯行前後の事情を明らかにするに依り、自白の確保を期し得る事多かるべしと信ず。殊に犯人に非らざれば到底他人の想像だも及び得ざるが如き事實の陳述を得るならば是に過ぐるものなかるべし。猶之と關聯して右の自白の實質を堅からしめんが爲めに、犯人をして懺悔の涙と共に事實の告白を爲さしめよ。而して罪種に依りては犯人をして心易く死地に就かしめよ。之亦自白を確保する一要因たり。由來犯人と雖も等しく人情の所有者なり。其性先天的に不良なりとは到底斷じ得べきに非ず。如何に罪過を累ね世人よりは指彈恐怖せらるゝ人物なりとするも、一度其者の心の琴線に觸るゝもの有らんか、直に響を發し流涕嗚咽禁ぜざるものあるは捜査官の屢々味ふ處なるべし。余の經驗に徴するも應答一度其の極所に達して泣かざるものは殆ど無之かりし。又刑責の遂に免るべからざるを告げて觀念せしめよ。然る上の自白を聽かば眞に崇高なる懺悔に接するの想あるべし。斯かれば此の種自白を覆へさんとする場合に於ても事容易に非らず、結局自白を翻へしたりと雖も本人の犯行を認むるに毫も躊

踏するの要なかるべし。

三八〇

心得 其九

捜査書類の活用

捜査係官の作成する逮捕調書、逮捕手續書、捜査報告書並復命書等の捜査書類にして只其の形式を整ふるに是努め、眞に其の内容を以て閱者に書類の眞價を訊さんとするが如きの類に接する事少きは、刑事々犯の處理に當る判事檢事の等しく遺憾とする處なり。固より刑事訴訟法、司法警察職務規範等に於て、要式書類は其の要項を具備せざれば書類として效用を爲さざる旨を明定しあれば、其の形式に従ふべきは勿論にして決して之等書類の形式を不要なりとするには非らず、只只管に形式の末に趨り單に形式の要項を羅列すれば、足れりとして其以外一步も出づる事無きの慣行を排せんとするに外ならず。例へば逮捕調書に或は之に代へたる逮捕手續書に、送致意見書に掲記しあると全然同一の文言を連ね、右第何項の事實に於ける贓品何々を所持し、何月何日何時何町何番地を通行し居たるに依り現行犯と認め逮捕したる旨記載しあるが如き其の一例なり。此場合に於て判檢事の最も知らんと希ふ處のものは、被逮捕者が如何なる服裝にて贓物或は犯罪供用物件と認めらるゝ品々を如何なる方法に依り所持し居たるか、而して誰何訊問逮捕に際し如何なる態度舉作に出でたるか等の諸點に在り。然かるに單に何時何番地に於て逮捕したりとのみにては一向に實況を推知するに由無く、容疑の節何處に在りや認知すべき證據如何なるや全く判斷の餘地無きなり。依つて逮捕手續書等に之を詳記するに由

なき事情ありたりたる場合には、別の報告書等に依り之を補ふの途あるべしと信ず。

又同様にして證據品領置の場合に於ても、何時何處より如何なる狀況の下に之を發見したるか、而して發見の際には其の物件には乾濕、他物附着、異臭、色合、破損、鏽等の特徴存したるや否や、又は何人より提供を受けたりやを發見報告書或は領置報告書に記載するに於て此書を一讀するものに於て自ら當時發見領置の局に在りたるの想あるべし。

證人、參考人等の發見に付いても、如何なる必要ありて如何なる方面を物色したるに此證人を求あ得たりと云ふが如き實情を、報告書に記載せば一段の光彩を放つに至るべし。

前出の被疑者本人の自白の段階、否認の順序、辯解、反證の出づるに従ひ、其の捜査に任じたるものの報告書は後日極めて重要な役割を演ずる機會あるべし。

心得 其十

足取捜査

足取捜査とは、犯行を中心とし其の前後に亘る犯人の動靜を現地に就きて探索するを謂ふ。

従來行はるゝ足取捜査は犯罪現場より逃走したる犯人を追跡して之を逮捕せんが爲めにする捜査を意味するものなるやに推せらる、茲に余が年來主張し來れる足取捜査は、其意味更に廣く、常に犯人の追跡逮捕の爲めにする捜査のみに止まらず、犯罪事實を明かにし、犯後の事情を詳にし猶進んで犯行前の企劃準備等をも検出

するの目的を以てする捜査なる點に於て其趣を異にす。

此故に一面に於ては犯罪現場より犯行以前の犯人の行動を遡つて逆に捜査すると共に、他面同現場より犯行後の犯人の行動を後より追ひて捜査するを要す。換言すれば「犯人は何處より如何なる徑路を採つて現場に至り、犯行後は如何なる徑路に依り何處に赴きたるかを明らかにせんとするに外ならず」。而して此の捜査は現地に就きて之を行ふものなるを以て主として、物的捜査に依り犯人來往の痕跡を發見追隨するものにして萬一現場より此種の痕跡を發見し得ざるか、或は痕跡中途に絶えたるが如き場合に於ては、更に人的捜査に依り犯人の來往の跡を辿らざるべからざるものとす。茲に物的捜査とは、足跡、血痕、水滴、轍跡、音聲、遺留物等の他物に存せる跡を慕ひて探索を行ふを云ひ、人的捜査とは、家内或は戶外に佇立し來往する一般人の内より犯人に關し認識あるものを物色し、其の供述を得て探索を進むるを意味す。

本捜査は捜査犯人逮捕のみを目的とせざるが故に、犯人判明せると否と逮捕せられたると否とは必ずしも問ふ處に非らず、右孰れに拘らず本捜査を實施するに於ては犯人檢舉の曉に自白せば、其供述、事實と吻合するや否やを容易に甄別し得べく、否認すとも犯罪事實の認定に苦む事無かるべきなり。

本捜査は獨り犯人の供述の眞否を判するの資料たるのみならず、證人の證言の採否を決するの基準たらしめ得べし、足取捜査は獨り強力犯にのみ限るべきに非らず、智能犯の捜査にも活用し得べく、猶此捜査に於ける着眼と鑑査は、之を移して諸多の事實の檢索に應用するを得べきなり。

結 論

以上述ぶる處の余の捜査方針は或は、自然に従ふべしと爲し、失敗を意とせず、反覆を推賞し、基本調査と研究を高唱し、煩瑣なる足取捜査を主張する等、現代に於けるが如き犯罪の激増従事員の負擔過重の折柄、斯くの如くんば只徒らに事件を蓄積停滞せしむるのみにて、甚しく能率を減退せしむるの結果となるべしとの非難必ずや生ずべし。然れども余の諸氏に傳ふる處のものは、實に捜査に對する基本觀念にして、事毎に常に必ず此種の方針に出づべきを要求せんとするに非らず、事の大小、輕重、緩急、自ら各場合に當りて各自考慮を加へ其宜しきを制せざるべからざるは勿論の事なりとす。只孰れの捜査に當りても此基礎に立ち此心得を以て臨むべしと云ふに外ならず。一々悉くを實行に現はさんと欲せば日も是れ足らざるべし、要は捜査官の胸臆に常に右の心掛け存すれば即ち足る。

以上

事項索引

「あ」部

阿片……………三
阿片煙……………三
按摩術……………六
壓縮瓦斯……………八
安寧秩序の紊亂……………一九四
惡戲……………八七
ヒ首……………一七六
アイスクーキ……………三三九
アルコホル……………三三四

「い」「ゐ」部

移民……………三
移民取扱人……………三
移入……………三六六
醫業……………六六
市場……………三三、三九二
依託品……………一〇〇
依託證據金……………三九三
印紙稅……………九
印刷……………一八五、一九三
威力……………三三四
威迫……………八七
飲食物用器具……………三〇
違法性の認識……………五

「う」部

受取書……………一四
運送……………八
運轉免許……………三九
埋立……………一〇三
賣下……………一
薄張……………三九

「系」「え」部

營業……………三六
 營業……………二六
 營業名義人……………八三
 煙火……………五九
 演說……………一九

「お」を「部」

送狀……………二六
 汚物掃除……………三六
 オゾンパイプ……………二四
 オットセイ……………六七

「か」部

關稅……………四三
 關東州……………三九
 活動寫眞フィルム……………五七
 開港……………四三
 開壑……………一五
 海港檢疫……………四四
 海技免狀……………三三
 海員……………三三
 通帳……………一五
 花柳病……………五
 火藥……………一七
 火工品……………五九
 看護婦……………五
 柑橋……………五七
 貸家案内營業……………五
 貸座敷營業……………五
 骨牌……………五
 河川敷地……………五
 樺太國有林野……………六
 官沒……………五
 監視……………五
 家族……………五
 家畜……………五
 鑑札……………六
 改築……………六
 型紙使用の投票……………一
 開票錄……………一六一
 價格……………一五、四三
 瓦斯工作物……………五
 外國爲替管理……………四六
 外國貨物……………四三
 外國紙幣……………四九
 外國貿易船……………三三
 割賦販賣……………三三
 玩具用ピストル……………一七
 學區會議員……………一三
 街路……………二九

「き」部

機船底曳網……………七〇
 兎器……………三四
 汽船トロール漁業……………七
 貴族院多額納稅者議員……………七
 金地金……………四
 禁脈……………二六、八
 緊急避難……………元
 記載金高……………一六
 記帳……………一六
 記事差止……………一五
 既遂……………七
 虛偽通信……………七
 脅迫……………三五
 寄港……………四
 漁業……………二、六
 漁具……………六
 漁船……………六
 牛馬商……………六
 牛乳……………七
 軌道……………二八
 禁止區域……………三
 銀行……………七
 銀行券……………七
 義齒……………二九
 偽電……………二
 行商……………三
 行政廳……………一〇
 技術管理者……………九
 業態證明書……………三八
 斤先掘契約……………九
 共通法……………六
 灸術……………三
 去勢……………三
 危險物……………三
 許可……………三
 供與罪……………一四、四
 寄託罪……………一四、四
 變應……………一四、八
 救護……………三

「く」部

空氣銃……………一七
 空米相場……………二九
 屑糸商……………九
 組外づし……………三五
 組合……………八、一〇、一六
 桑苗……………一八
 軍機保護……………七
 偶然……………七

「け」部

決闘	八五	結社	三五	警察犯處罰令	五九、八六
携帶	一六	結核豫防	八二	藝妓	三八九
檢印	三七	現物屋	二九三	原料	五
消印	一六、一八	刑事統計年表記載規程	三七	劇物	三〇一
競馬	八〇	血精	三〇	劇藥	三〇一
健康保險	八三	檢査妨害	二六四		

「こ」部

廣告	六	告示	三〇	公選投票	一〇二
工業	九	告知義務	三〇七	公正證書原本	二七三
工業組合	九	國寶保存	一〇三	公稱馬力	二二六
工業所有權	二八、六	港灣	四〇	戸別訪問	一三三
工業労働者	九	耕地整理	一〇一	個々面接	一三四
工場	九	混和	二七、三三、三四	交付	一
工場管理人	九	骨牌	五	交通取締	一〇四
小柄	一七、六	公道	二九	交通遮斷	二七四
鑛業	九	公海	七三	穀物檢査	一〇五
鑛滓	九	公訴時效	一五、一七、一八	麴	二二七
鑛業用雷管	一七、九	公法人	六	古物商	九
國體	三三	公法	一〇	雇使	一六四
告發	三	公有水面	一〇三	購買	八〇、八一

合力	六、一、百	強談	八七
----	-------	----	----

「さ」部

砂糖消費稅	一〇九	產婆	二二	サツカリン	二八
蠶絲業	一〇八	再貼用	一八	サリチール酸	一九
産業組合	一一三	差狂	二六	財物	三〇
三十丁張現場落	二八、六	差金取引	二二	在學	三八
採捕	七、六	差止命令	一五		

「し」部

集金郵便	一四	私法人	六、一〇	新築	三〇一
診療錄	二四	死胎	六	新規	二八五
診療所	元	死産兒	八	修覆	二九八
處方	三九	死産證書	六	娼妓	八九
齒科醫師	二九	支那に於ける阿片	三六	酌婦	三
鍼術	三三	新藥	三九	消費	三三
市街地	三〇	就職届	三八	收入印紙賣捌	三四
縛網	三三	就業時間	九	收集	七
私行	一四	新製劑	元	證據金	二九三
私有財産制度	三三	新聞業	一五	證券	五
私道	二九	新聞紙	一五	職工	九

職工名簿	三〇	司法書士	二〇四	時事	一九三
職工扶助	九	砂防工事	二〇四	人工甘味質	二八
職業紹介	三	質屋	二三	常習特殊竊盜	三五
集會	三六	所持	一、七五	常習累犯竊盜	三五
森林	一六	狩獵	三〇七	重要輸出品	三四
賞恤	三六	消化ピストル	一七七	授受	二、七六
商工會議所	一〇一	仕込銃	一七七	讓渡	一七五
商標	一九	衆議院議員選舉法	一四	乘車券	二八一
車掌	二八	出版	一八	戎器	三四
車輛検査	二〇八	樹木	一六	銃砲	一七七
酒精含有飲料稅	三五	自由港	三	兒童虐待防止	三三
酒母	二七	自動車運輸免許	三一	柔道整復術	六、三
酒造稅	三三	自動車運輸事業	三一	召喚義務	八
信書	三三	自強術	七	召集	三八
書狀	三三	獸醫師	三〇	召集通報人	三八、三九
親族相盜	一六	實用新案	三〇	鹽專賣	三三
報告罪	二〇	徐行	一五	史蹟名勝天然紀念物	三三
施設變更	二七	助産	一七	市場	五、一九
品觸書	二二	時効	一五、一七		

「す」部

水利組合	三〇	推薦狀	一五
------	----	-----	----

「せ」部

正本	一六	清涼飲料	二四〇	製本	一八五
正當の事由	八六、三九	選舉終了後の挨拶行爲	二五	製藥者	三四一
請願	三四	選舉運動	一七	船長	三三六
舍密(セイミ)	一八五	選舉運動費用	一四	船員	三三六
専門科名	二八	選舉關係吏員	一七	船舶	三三三
接骨營業者	七	選舉妨害	一七	船舶職員	三三五
清酒の保存行爲	二七	精神病者監護	二四	稅關貨物取扱人	三九、四〇

「そ」部

即時犯	一五	相續人	一六	贓物	一五
租稅犯	一四	底曳網	七	送達	一七
租借地	三九	添狀	三四	増築	三〇

「た」部

探知	六	煙草專賣	二四五	代書人	二四七
焚火	一五	多衆	三四	團體	三四
短刀	一六	大連	三一		
頼母子講	三三	濁酒	三三		

「ち」部

畜牛……………三六
 徴兵検査……………三六
 徴集……………三八
 晝夜の境界……………二〇七、二九四
 朝鮮人蔘……………三〇
 朝鮮麴……………二八
 調劑……………三九
 茶業組合……………三五
 著作……………三九
 朝憲紊亂……………一九四
 着色料……………三三
 地方競馬……………八
 地焼……………一五
 直願……………二四
 治安維持法……………二四九
 貨織業……………三五
 貯藏……………八

「つ」部

通告處分……………一七、四三
 通帳……………一五
 通關手續……………三七、四
 通報人……………三九、四九
 通信文……………二七
 通信日附印……………二八
 釣、鈎……………三六
 追隨……………二五

「て」部

鐵道係員……………二八
 停車場……………二八
 定置漁業……………三
 點呼……………三七、四八
 電氣療法……………八、七
 電氣……………二七
 電信……………二七
 電話加入權……………二七
 電氣工作物……………二七
 電話處方……………三
 適用工場……………九
 踏鐵工……………二八
 傳染病……………二四

「と」部

盗掘……………七
 盜犯防止……………三〇
 取引所……………二六
 土地臺帳……………二七
 土木建築請負業……………三〇
 都市計劃……………二九
 届出懈怠……………一三
 投票關涉……………一
 投藥……………二七
 特殊自動車……………二〇
 特許……………二四
 當選祝賀會……………二五
 徒弟……………七
 到達……………八
 膳本……………一六
 登錄……………二〇
 屠場……………三〇
 賭場參集……………二九
 度量衡……………二九
 黨與……………三七
 トラホーム……………八、三〇
 同一商品……………一九
 道路の占用……………二九
 毒物……………三〇
 毒藥……………三〇
 毒瓦斯發射器……………一七

「な」部

生阿片……………三
 一流質……………三
 生繭の取扱者……………一〇八

「に」部

入札……………八七
 入金通知書……………三
 入金記帳案内……………二
 日本船舶……………三三
 日本藥局方……………三〇
 日出……………二七、二四
 認可……………三

「の」部

納稅義務者……………三
 野火入……………一
 乗組員……………三六
 吞屋……………八〇
 農會……………一〇

「は」部

判取帳……………一五
 犯意……………二〇、二一、二九
 販賣……………五七、四六
 搬出……………三九
 頒布……………一八五
 馬匹去勢……………三三
 發明……………二八五
 花筵……………三一
 煙火……………三九
 賣藥……………三〇
 賣藥類似品……………三〇
 賣藥部外品……………三一
 爆發物……………三〇七
 媒合……………八七

「ひ」部

漂白劑……………一九
 引取……………三三
 引札……………一八六
 氷雪……………三四
 肥料……………三四
 秘密結社……………三五、三六
 秘密圖書……………七
 被告人の適格……………五、三六、四六、七五、九三、九五
 九七、二二、三三八、三九三
 火入……………一五
 日出……………一〇九、三九四
 標識……………一五
 七首……………一七六
 避妊用器具……………三四五
 ビストル……………一七
 病氣不參……………三九

「ふ」部

船鑑札……………三五
 不開港……………四四
 附加刑……………三九
 附隨的刑罰法規の適用範圍……………六
 振替貯金……………二
 風俗壞亂……………一四
 副本……………一六
 不正……………三五
 不實の申立……………八
 不法團結……………三五
 不在者投票……………一六
 風致區……………三六
 フォルムアルデヒット……………二〇
 ファイルム……………五七
 副本……………一六

副業……………七
 浮浪罪……………七
 物品切手……………一六
 物品受取書……………一四
 文書に依る承諾……………一四〇

「へ」部

竝航……………三五
 兵役……………三八
 併科……………八三

「ほ」部

保稅地域……………四三
 保安林……………一五
 法人の處罰……………三四
 捕獲……………二七
 放火……………一五
 募集……………三五
 防腐劑……………一九
 暴力行爲……………三一
 暴行……………三四

「ま」部

麻藥……………三六
 町省き……………三五
 マツサーヂ術……………七、三

「み」部

未成年者喫煙禁止……………五
 密航……………三
 密賣淫……………八七
 密輸出……………四六
 濫に……………八七
 妄に……………八八
 水先人……………三六

「む」部

村八分……………三七
 無盡……………三三
 無線電信……………三三

「め」部

免許……………六、七 面會強請……………八七
メチールアルコール……………三四
免許區域……………三三 明治二三年法律第五二號……………二九九

「も」部

模造……………三六 模寫……………三六
木炭……………一六四、三五

「や」部

藥草……………三六 藥種商……………三九
藥劑師……………三六 雇仲居……………三四〇
藥品……………三九 藥劑師……………三六

「ゆ」部

輸出……………四、四九 有價證券割賦販賣……………三四
有害性着色料……………三四五
輸出絹織物……………三四 輸入禁制品……………三四三
讓渡……………一七五
輸入……………四、四五、三九 郵便禁制品……………三四三
優勝馬……………三六五
故なく……………六六 有毒物……………六七 誘導罪……………一四九

「よ」部

豫約出版……………三七 容止……………六七
要求罪……………一五
豫審の内容……………一九 要塞地帯……………三四八

「ら」部

ラヂオ……………三三 一 ラツコ……………六七

「り」部

療術行爲……………三七 領事裁判……………六
陸揚……………四 理髮營業……………三四九

「る」部

類似商標……………一九 留里羽……………三〇一

「れ」部

列車……………二八 一 連坐規定……………二五、四五 一 レコードの著作権……………二六〇

「ろ」部

労働者……………三〇 一 勞務者……………二四、三三

昭和十年五月廿五日印刷
昭和十年六月五日發行

【定價金貳圓】

書店是問
にて買得ます

著者

堀部 淺

發行者

京都市中京區二條通河原町東北角
株式會社 政經書院
代表者 田村 敬男

印刷者

京都市下京區楠筒通五條南入
定池 由太郎
電話 下一五八六番

發兌

京都市中京區二條通河原町東入

株式會社

政經書院

本社 電話 上五八四番
出張所 電話 上五八四番
電話 九八二八番

〔刷印所刷印社進天〕

瀧川 幸辰著	立命館大學教授 八木清信著	野村次夫著	關西大學教授 大阪稅關駐 野村次夫著	關中正雄著	判事 中正雄著	大阪地方裁判所 瀧川幸辰著	瀧川 幸辰著	法學博士 末川 博著	京都帝國大學法 學部退官助教 以下十二氏執筆	田中重松教授 如忍著	佐々木法學博士 中島重松教授 同志社大學助教授
最近の大審院 刑事判例研究	勞働契約の研究	關稅法大意	破產和議手續記錄	刑法史の或る斷層面	法學餘錄	京大 法學論文集	帝國憲法逐條要義				
送料 定價 壹圓二五二錢 十四錢	送料 定價 貳圓三〇〇錢 十五錢	送料 定價 貳圓三〇〇錢 十八錢	送料 定價 貳圓三七〇錢 十八錢	送料 定價 貳圓二六八錢 十四錢	送料 定價 四圓二六〇錢 八錢	送料 定價 四圓三六六錢 廿二錢	送料 定價 壹圓五〇錢 廿二錢				

680
9

